

DVに関する相談を受け付けています。どうぞ、お電話ください。

ひとりで悩まず相談してください

静岡県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

月～日 9:00～20:00（年末年始・祝日除く）
☎054-286-9217

静岡県健康福祉センター（女性相談員が駐在）

月～金 9:00～17:00
賀茂地区 ☎0558-22-9217 東部地区 ☎055-926-9217
中部地区 ☎054-644-9217 西部地区 ☎0538-33-9217

危ないと思ったら警察へ110番

身の危険を感じたら迷わず通報してください。
また、各警察署の生活安全課では、被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供など、DVの相談に応じています。

静岡県男女共同参画センター あざれあ

●女性相談
DVを含め女性が抱える様々な悩みを女性の相談員・弁護士・精神科医が受け付けています。

電話相談
月・火・木・金 9:00～16:00 水 14:00～20:00
第2土 13:00～18:00
賀茂地区 ☎0558-23-7879 中部地区 ☎054-272-7879
東部地区 ☎055-925-7879 西部地区 ☎053-456-7879

予約制面接相談（無料）※電話相談でご予約ください。
弁護士相談（第1・第3火曜 13:00～16:00）
精神科医相談（奇数月第3金曜・偶数月第4火曜 14:00～16:00）
DV その他暴力に関する相談（月曜・木曜 10:00～15:00、水曜 14:00～19:00）

●男性相談
電話相談（第1・第3土曜 13:00～17:00）
☎054-272-7880

女性のための生活支援窓口

女性が自立した生活を送るために必要な社会福祉サービスの説明と手続きを行います。DVや緊急一時保護の相談にも応じます。市の福祉事務所、社会福祉課、こども家庭課など。役所の代表電話でお問合せください。

女性の悩み相談窓口

各市町では、女性が抱える様々な悩みについて相談を受け付け、解決につながるように一緒に考えていく相談窓口を設けています。詳しくは役所の代表電話でお問合せください。

男性の悩み相談窓口

男性が抱える様々な悩みについての相談窓口を設けている市もあります。男性相談を実施する機関については、役所の代表電話でお問合せください。

Domestic Violence

Don't suffer alone.
You can leave. There is a law that protects you.

你不要独自烦恼
你可以选择逃走。有一个保护你的法律。

Não sofra em silêncio.
Você tem a quem recorrer. A lei está do seu lado.

혼자서 고민하지 마세요.
당신은 벗어날 권리가 있습니다. 당신을 보호 할 법률이 있습니다.

You can present this card to the police station and the city office
在警察局或机关、请出示这张卡

Apresente este cartão à polícia, ou em uma repartição pública
이 카드를 경찰서나 관청에 보여주세요.

わたしはDVの被害を受けています。
相談にのってください。

このカードの提示を受けた関係機関の方へお願い
このカードを提示した方は、配偶者・パートナー・恋人からの暴力により、命にかかわる悩みを抱えている可能性があります。
迅速にDV担当窓口へつなげてください。

DVを受けているあなたを守る法律があります。

DV防止法

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

1. 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象になります。

2. 保護命令
安全を守るために保護命令を申し立てることができます。

●被害者への接近禁止命令
配偶者が被害者の身边につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいしたりすることを禁止する命令です。

●被害者の子又は親族等への接近禁止命令
被害者の子又は親族等の身边につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいしたりすることを禁止する命令です。

●電話等禁止命令
被害者に対する面会の要求や、乱暴な言動、迷惑電話等8つの行為を禁止する命令です。

●退去命令
配偶者に、被害者と共に住む住居から2か月間退去することを命じるものです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナー・恋人からの
暴力に悩むあなたへ

あなたには
安心して安全に暮らす
権利があります



配偶者や交際相手からの暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。

あなただけではありません。約4人に1人、女性は約3人に1人が配偶者から暴力の被害を受けたことがあります。

(平成24年4月 内閣府)

暴力を振るわれていい人などいない

殴る・蹴るだけが暴力ではないのです。ほとんどのDVはさまざまな形の暴力が複雑に絡み合っています。



身体的には

- 殴る・蹴る
- 髪を引っ張る
- 突き倒す
- ひどくつねる
- 物を投げつける など…

精神的には

- 殴るふりをする
- 包丁を突きつけておどす
- 大きな音を立ててこわがらせる
- 人前で侮辱する
- 無視する
- 大事なものを捨てる・壊す など…

性的には

- セックスを強要する
- 避妊に協力しない
- アダルトビデオを見せつける など…

社会的には

- 外出先を報告させるなど行動を監視する
- 実家や友人とのつきあい・外出時間を制限する
- 携帯をチェックする・勝手にアドレスを削除する など…

経済的には

- 生活費を渡さない
- 働かせない
- 使途を細かくチェックする など…

子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 子どもを危険な目にあわせる
- 自分の言いたいことを子どもに言わせる など…

わたしが悪いから・・・
わたしがもっと気をつけていたら・・・
わたしがいたらないから・・・
とっていませんか？



DVはふるう側の問題です。

あなたの言い方や態度によって暴力が起きているわけではありません。

あなたの努力で暴力が止まるということではないのです。

DVを受け続けると・・・

「怒らせるのはわたしが悪いからだ」と、相手の顔色をうかがうようになり、怒らせないように気をつけて、言いたいことが言えなくなります。
「わたしはダメな人間だ」と自信がなくなり、無気力になっていきます。
「わたしのせい」と自分を責め、心身に不調をきたすこともあります。
眠れない、疲れやすくなる、食欲がなくなる、落ち込みやすくなる、忘れっぽくなるなども暴力の影響かもしれません。あなたがおかしいのではなく、苦しい環境の中にいることにより起きてくる当然の反応です。

「子どものために・・・」と我慢していませんか？

子どもは忘れられた被害者です。
暴力にあふれた環境は、子どもにとっても大変危険で、深く傷つく環境です。
子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、子どもへの「心理的」虐待です。
親の暴力行為を見て育つことで、子どもにも大きな被害や様々な影響がでるおそれがあります。

DVが子どもに与える影響・・・

子どものこころや身体の発達に様々な影響を及ぼすと言われています。

かんしゃくをおこす
いらいら・わがまま
落ち着きがない
不眠・夜尿 など…

何に対しても感情を表さない
表情が乏しい
子どもらしい活気がない
忘れてしまう
ぼーっとする・かたまる など…

おびえ・恐怖
赤ちゃん返り
頭痛、腹痛 など…

パニック(興奮・暴力)
悪夢 など…



いざという時のために用意しておきたいもの

- お金 ● キャッシュカード
- 預金通帳 ● 印鑑
- 鍵(自宅・自動車)
- 着替え(2~3日分)
- あなたにとって大切な物
- 思い出の物
- 子どもが大切にしているもの
- 子ども用品
- 保険証 ● 常備薬
- 重要書類
(運転免許証・年金手帳・母子手帳・印鑑登録証)
- 友人や知人の住所・電話番号

重要

配偶者・パートナー・恋人が、あなたの居所を捜す手がかりとなるようなものは残さないようにしましょう。